



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*49 和歌山県税規則等の一部を改正する規則 (税務課) 1

規 則

和歌山県規則第49号

和歌山県税規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則等の一部を改正する規則

(和歌山県税規則の一部改正)

第1条 和歌山県税規則(昭和25年和歌山県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第3条の2を次のように改める。

(軽油引取税に係る採取調査の嘱託)

第3条の2 和歌山県税事務所長は、必要な法第144条の11第1項及び第3項の規定による軽油その他の石油製品の見本品の採取調査(以下この条において「採取調査」という。)を県税事務所長(和歌山県税事務所長を除く。第3項において同じ。)に嘱託することができる。

2 和歌山県税事務所長は、前項の規定により採取調査の嘱託をしたときは、その旨を遅滞なく知事に通知するものとする。

3 県税事務所長は、第1項の規定により採取調査の嘱託を受けた場合において、当該県税事務所の徴税吏員が採取調査を行うときは、その旨を関係人に告知するものとする。

第13条第1号の14中「審査請求(異議申立)書」を「審査請求書」に改める。

別記第1号の14様式を次のように改める。

別記第1号の14様式 (第13条関係)

審 査 請 求 書	
和歌山県知事 様	
年 月 日	
	住 所 (居所)
	氏 名 (名称) ㊟
	電話番号
次のとおり審査請求をします。	
審査請求に係る処分の 内容	
審査請求に係る処分が あったことを知った年 月日	年 月 日
審査請求の趣旨及び理 由	
処分庁の教示の有無及 びその内容	
審査請求期間経過後に 審査請求をする正当な 理由	

注

- 1 審査請求が次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める書類を添付すること。
 - ア 審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合 代表者又は管理人の資格を証する書面
 - イ 審査請求人が総代を互選した場合 総代の資格を有する書面
 - ウ 代理人によって審査請求をする場合 代理人の資格を有する書面
- 2 「審査請求期間経過後に審査請求をする正当な理由」欄は、審査請求期間経過後に審査請求をする場合に記載すること。

別記第4号様式中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

別記第10号様式中「財団法人日本自動車査定協会和歌山県支所」を「一般財団法人日本自動車査定協会和歌山県支所」に、「支所名 財団法人」を「支所名 一般財団法人」に改める。

別記第11号様式(その1)から(その3)まで、(その5)及び(その6)中「60日」を「3か月」に改める。

別記第11号の2様式及び別記第12号様式中「60日」を「3か月」に、「手続き」を「手続」に改める。

別記第13号様式中「60日」を「3か月」に改める。

別記第14号様式中「60日」を「3か月」に、「30日」を「3か月」に改める。

別記第15号様式、別記第16号様式及び別記第16号の2様式(その2)中「60日」を「3か月」に、「手続き」を「手続」に改める。

別記第16号の3様式、別記第16号の6様式、別記第16号の7様式、別記第16号の9様式及び別記第16号の10の2様式中「60日」を「3か月」に改める。

別記第16号の11様式中「及び第15条の6の3第2項」を「(第15条の6の3第2項)」に、「60日」を「3か月」に改める。

別記第16号の14様式から別記第16号の16様式までの規定中「60日」を「3か月」に、「手続き」を「手続」に改める。

別記第16号の17様式及び別記第16号の19様式中「60日」を「3か月」に改める。

別記第16号の22様式中「60日」を「3か月」に、「手続き」を「手続」に改める。

別記第16号の24様式中「60日」を「3か月」に改める。

別記第16号の26様式(その1)中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同様式(その2)から(その4)までの規定中「60日」を「3か月」に改める。

別記第16号の29様式中「60日」を「3か月」に、「30日」を「3か月」に、「この督促状は自然無効となります。この点悪しからず了承ください」を「御了承ください」に改める。

別記第16号の30様式から別記第17号様式まで及び別記第18号の2様式中「60日」を「3か月」に改める。

別記第20号様式(その1)及び(その2)中「60日」を「3か月」に、「手続き」を「手続」に改め、同様式(その3)中「60日」を「3か月」に改める。

別記第20号の2様式中「、県外換出」を削り、「又」を「また」に、「60日」を「3か月」に、「手続き」を「手続」に改める。

別記第20号の2の2様式(その1)中「60日」を「3か月」に改め、同様式(その2)中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記第21号様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の」を「裁決の」に、「決定を」を「裁決を」に、「決定が」を「裁決が」に改める。

別記第23号様式中「60日」を「3か月」に、「手続き」を「手続」に改める。

別記第24号様式及び別記第25号様式中「60日」を「3か月」に改める。

別記第32号様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の」を「裁決の」に、「決定を」を「裁決を」に、「決定が」を「裁決が」に改める。

別記第33号の2様式及び別記第33号の4様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に、「決定」を「裁決」に、「手続き」を「手続」に改める。

別記第34号様式、別記第36号の2様式及び別記第36号の3様式中「60日」を「3か月」に改める。

(和歌山県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 和歌山県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和38年和歌山県規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「60日」を「3か月」に、「手続き」を「手続」に改める。

(近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和41年和歌山県規則第123号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「60日」を「3か月」に、「手続き」を「手続」に改める。

（和歌山県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 和歌山県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和48年和歌山県規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「60日」を「3か月」に、「手続き」を「手続」に改める。

（和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和62年和歌山県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「60日」を「3か月」に、「手続き」を「手続」に改める。

（和歌山県総合保養地域重点整備地区における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 和歌山県総合保養地域重点整備地区における県税の特別措置に関する条例施行規則（平成3年和歌山県規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「60日」を「3か月」に、「手続き」を「手続」に改める。

（和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正）

第7条 和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例施行規則（平成20年和歌山県規則第61号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「60日」を「3か月」に改める。

（和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正）

第8条 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則（平成27年和歌山県規則第60号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「60日」を「3か月」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。